

〔第2問〕（配点：50）

次の事例について、以下の設問に答えなさい。

【事例】

食品製造業を営むA株式会社（以下「A社」という。）は、味に定評のある老舗であり、自らが所有する甲食品工場で弁当等を生産し、特に定番の総菜商品は有名デパートを含む得意先各社から受注を得ていた。しかし、A社は、平成30年正月に向けて発売した期待の新商品が不人気に終わり、不良在庫を抱えて資金繰りが悪化した。折悪しく大口の売掛先から受け取っていた同年3月末日を満期とする手形が不渡りとなったことから、A社は資金繰りに窮して破綻が決定的となり、A社代表取締役社長B（以下「B社長」という。）は、C弁護士に民事再生手続による事業再生を依頼した。

A社は、自ら振り出した同年4月25日を満期とする手形を決済できないことが確実になったことから、同月20日、C弁護士が申立代理人となって再生手続開始の申立てをし、必要な手続費用を予納した。同日、この申立てが受理されて、裁判所は監督委員としてD弁護士を選任した。A社には、税金の滞納や労働債権の未払は生じていない。B社長は、従来どおり甲食品工場を生産拠点として事業を継続し、得られる収益によって再生債権を弁済する内容の再生計画案を想定している。

C弁護士は、同月21日にA社の主要債権者である以下の3者に連絡したところ、以下のとおりのコメントを得たので、その旨を裁判所に報告した。

<コメント①：E銀行>

E銀行は、A社の総債権者の中で唯一の担保権者であり、甲食品工場に抵当権を有している。A社の再生手続開始の申立時に判明している全ての債権者が再生債権者としてその権利を行使することが見込まれる額の総額（以下「総権利行使見込額」という。）に対して、E銀行が再生債権者としてその権利を行使することが見込まれる額が占める割合は30%である。

E銀行のコメントは、「突然の申立てに困惑して行内の考えもまとまっておらず、現時点で手続に賛成とは到底申し上げられない。担保権の行使についてはこれから検討する。」とのことであった。

<コメント②：F株式会社（以下「F社」という。）>

F社は、A社の最大の仕入先である。総権利行使見込額に対して、F社が再生債権者としてその権利を行使することが見込まれる額が占める割合は15%である。

F社のコメントは、「どうせ再建はできないと思うので、協力することは考えていない。」とのことであった。

<コメント③：G株式会社（以下「G社」という。）>

G社は、F社に次ぐA社の仕入先である。総権利行使見込額に対して、G社が再生債権者としてその権利を行使することが見込まれる額が占める割合は10%である。

G社のコメントは、「定番の総菜を中心にすれば、A社の業績回復も不可能ではないと思う。自社の債権については、再生債権として再生計画に基づく弁済を受けることは仕方がないが、再生手続開始の申立て後も取引を継続して新たに食材をA社に卸した場合、その代金までも回収することができずれば被害が拡大してしまうので、不安である。」とのことであった。

〔設問1〕

- (1) 裁判所が再生手続開始の決定をすることができるかどうかについて、E銀行、F社及びG社のコメントを踏まえ、理由を付した上で論じなさい。
- (2) A社は、G社に食材の取引を継続してもらえるようにするため、どのような方策を採ることが考えられるか。

【事例(続き)】

裁判所は、平成30年4月30日、再生手続開始の決定をした。当該決定がされた後に、監督委員D宛てにB社長の不正を知らせる匿名の通知があり、これを契機として以下の事実が判明した。

<判明した事実①>

A社の仕入先であるH株式会社(以下「H社」という。)は、同年3月末日現在、A社に対し食材等に係る売掛債権を有していた。A社の手形不渡りが確実であることを知ったH社は、同年4月19日、A社と協議し、再生手続開始の申立て後もA社との取引を継続することを約束する一方、A社は、在庫として保有する食材をH社に代物弁済した。

<判明した事実②>

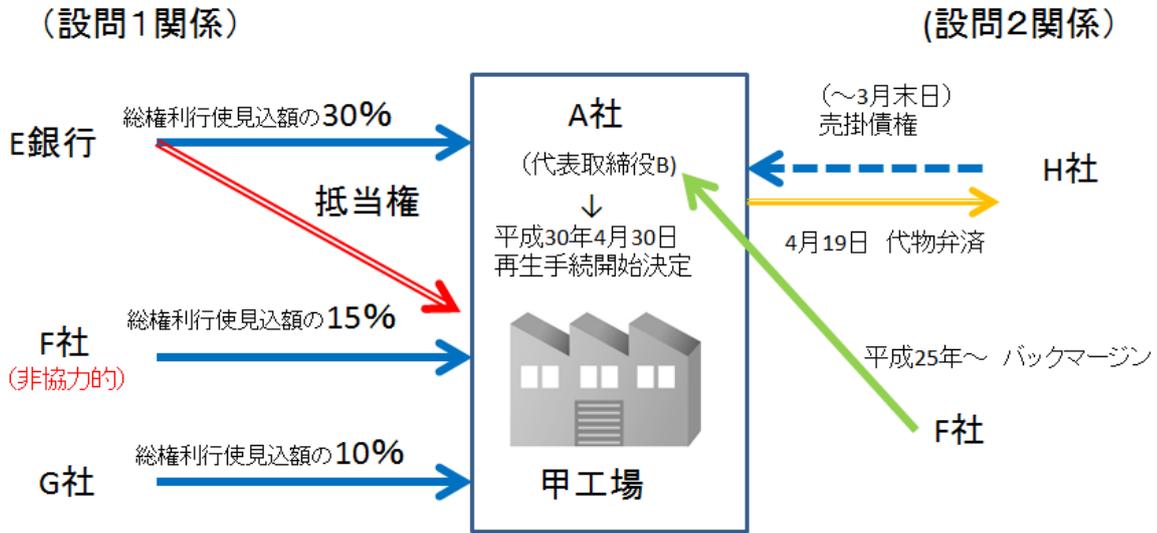
A社は、長年にわたりF社から食材を仕入れてきた。平成25年頃、F社はA社に対して代金の割引を申し出た。しかし、B社長は、これを断り、F社に対し、仕入価額はそのまま据え置きつつ、F社が申し出た割引額に相当する額をバックマージンとしてB社長の妻への顧問料の名目で支払うように求め、再生手続開始の申立ての直前まで、B社長の妻名義の預金口座に毎月送金させていた。B社長の妻がF社の顧問となっている実態はなく、B社長が当該預金口座を実質的に管理しており、当該預金口座に送金された金銭は、B社長の個人的な遊興費に充てられていた。

〔設問2〕

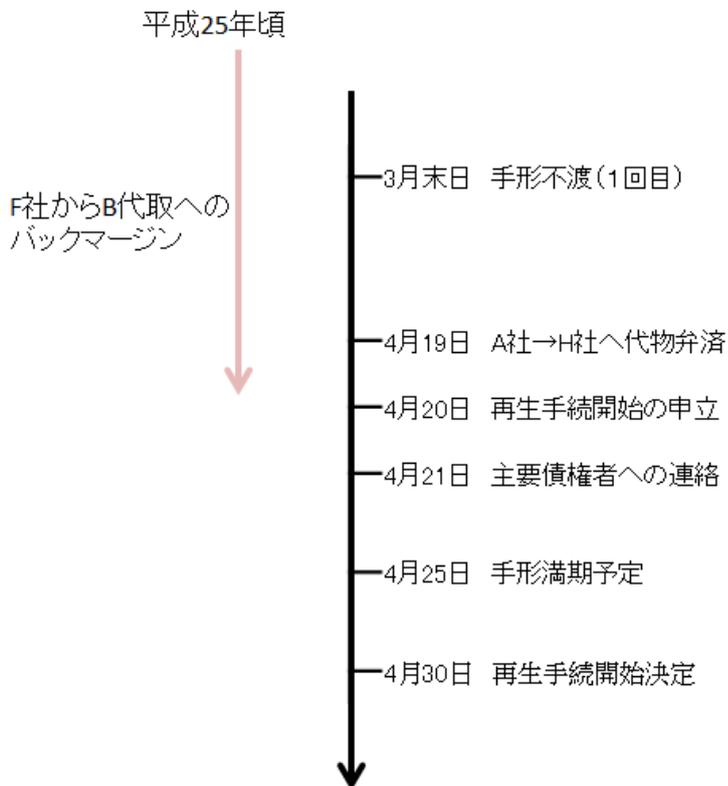
- (1) <判明した事実①>について、A社が行った代物弁済につき、監督委員Dが訴え又は否認の請求によって否認権を行使してH社に価額の償還を求めるためには、A社は、どのような手続を採る必要があるか。また、そのような手続を採ることが必要とされる理由についても、管財人が選任されている場合と対比しつつ論じなさい。
- (2) <判明した事実②>について、A社は、B社長に対して、F社からB社長の妻名義の預金口座に送金された金額に相当する額の支払を求めることとしたが、B社長は、C弁護士の説得にもかかわらず、これを任意に支払おうとはしなかった。この事情を知ったG社は、「A社の主張どおり、B社長はA社に当該額を支払うべきだが、このままではB社長がこれを支払わずに費消してしまうおそれがある。C弁護士の説得を待っていては明らかでない。」と考えた。この場合に、G社は、A社の再生手続において、どのような方策を採ることが考えられるか。

(法務省HPより引用 <http://www.moj.go.jp/content/001258876.pdf>)

(関係図)



(時系列)



1 第1 設問1

2 1 (1) について

3 (1) 裁判所は、再生手続の開始原因（民事再生法（以下略）21条1項）があれば、申立
4 棄却事由がある場合（25条）を除き、再生手続開始の決定をするところ（33条1項）、
5 本問では、25条各号で定める申立棄却事由のうち、同条3号該当性が問題となる。

6 (2) 同号該当性を検討するにあたっては、手続の入り口の要件としての同号の趣旨が速や
7 かに再生手続を開始して再生の機会を与える点であることから、「再生計画案の…見込
8 みがないことが明らか」な場合にのみ申立てを棄却することとしている点に留意すべき
9 である。

10 (3) 同号の「再生計画案の作成…の見込みがない」とは、運転資金が不足してしまう可能
11 性が高いとか、事業に不可欠な資産に別除権を有する担保権者が強く反対しているなど、
12 再生計画案作成におよそ実現可能性がないような場合をいう。

13 本問では、共益債権や一般優先債権となる税金の滞納や労働債権の未払いが生じてい
14 ないこと、A社が味に定評のある老舗であることなどを踏まえると、事業継続の可能性
15 がある。また、E銀行がA社の事業に不可欠である食品工場に抵当権を有しているもの
16 の、E銀行は担保権の行使についてこれから検討するとの未確定な意見を表明している
17 にすぎず、将来においてA社と別除権協定を締結できる可能性があること、担保権消滅
18 制度（148条以下）も用意されていることもふまえると、再生計画案作成の可能性が
19 ないとまではいえないものとする。

20 (4) 次に、現時点でF社が協力しない旨の意見を述べているため、「再生計画案の…可決
21 の見込み…がないことが明らか」な場合に該当しないかが問題となる。この点について、
22 再生計画案の可決には、議決権者の議決権の総額の1/2以上の議決権を有する者の同
23 意が必要となるところ（172条の3第1項）、本問で、総権利行使見込額に対して再

本設問は、倒産手続
実務上の典型的・基
礎的な論点であり、
大きな法的論点は
なく、むしろ手続全
体の理解度を求め
ており、素直な問題
である。

「平成21年第1
問1(2)」で別除
権協定に応じない
抵当権者への対抗
手段として出題。

参考までに、総議決
権の過半数を超える
議決権を有する
再生債権者が債務
者に対して破産の
申立をしている場
合に、再生計画案が
可決される見込み
がないことが明ら
かであると判断し
た裁判例として、東
京高決平13.3.8(判
タ1089号295頁)。

1 生債権者として権利行使が見込まれる額が占める割合は、非協力的なF社が15%である
2 一方、現時点で対応を検討中のE銀行が30%、好意的なG社が10%であることから、
3 再生計画案の可決の見込みがないとはいえない。

4 (5) さらに、F社はA社の最大の仕入先でもあるが、F社に次ぐ仕入先のG社がA社の業
5 績回復に前向きであることも踏まえると、再生計画の遂行可能性がないとはいえず(1
6 74条2項)、再生計画の認可の見込みがないとはいえない。

7 (6) 以上から、裁判所は、再生手続開始決定をすることができる。

8 2 (2) について

9 (1) 開始決定前の原因に基づく請求権は、開始決定により再生債権となり、原則として手
10 続外での弁済はできない(84条)。もっとも、開始決定前の再生債務者の事業継続を
11 容易にするため、再生手続申立て後開始決定前に、原材料の購入等、再生債務者の事業
12 の継続に不可欠な行為によって生じた請求権については、裁判所の許可または監督委員
13 の承認を前提に共益債権化できる(120条1乃至3項)。

14 (2) 本件では、G社は大口仕入先であるところ、A社にとって、食材の仕入れは事業継続
15 に必要不可欠である。したがって、A社は申立て後開始決定前(平成30年4月20日か
16 ら同29日まで)にG社との取引で生じる債権を事業継続に不可欠なものとして、予め
17 裁判所の許可または監督委員の承認を得ることができる。

18 また、再生手続開始後の取引債権は、共益債権として(119条2号)手続外で随時
19 弁済を受けることができる(121条1項、2項)。したがって再生手続開始後の取引
20 による食材の売掛債権は共益債権として支払われる。

21 第2 設問2

22 1 (1) について

23 (1) 前段(A社が採るべき手続)

実務上、共益債権化の承認は、再生手続開始決定前に得ておく必要があることに留意し、開始決定直前に速やかに承認を得ることになる(大阪地裁の標準スケジュールは申立て後1週間で開始決定を行うこととされている。)。また、共益債権化したとしても、再生債務者の資金繰りに支障が生じないかどうかを検討し、その旨説明する必要がある(森純子他「民事再生の実務」65頁参照)。

なお、実務上は監督命令において監督委員にこの共益債権承認の権限(120条2項)を与えている。

「どのような方策を採ることが考えられるか」との問いであるため、解答としては、上述の手続を採ることの指摘が必須であるが、実務上は、G社の不安を解消し取引を継続してもらうためには、開始後の請求権が共益債権となることをG社に説明することも非常に大切である。

「平成22年第1問1」で破産の場合の代物弁済と偏頗行為否認が出題されている。

立法過程では、否認権の行使権者について、①再生債務者自身、②再生債権者、③監督委員とする見解があったが、①については否認権行使が恣意的になる恐れ、②については否認権行使に適切な債権者を選ぶ困難性などが問題となり、③が採用されたとの経緯がある（「条解民事再生法」260頁）。

対象となる否認行為を特定することが必要となる。

山本和彦「倒産処理法入門」147頁参照。

山本和彦「倒産処理法入門」147頁参照。

A社は3月末日に手形不渡りとなったので（支払停止）、この頃には支払不能の状況にあったと推定され（127条の3第3項）、4月19日にされたH社に対する代物弁済は、偏頗行為（127条の3）となる可能性がある。

ア 本問では、利害関係人の申立てまたは職権で、監督委員Dが裁判所から否認権を行使する権限の付与を受けて、否認権を行使する（法56条1項、135条1項）。申立ての利害関係人には再生債権者や監督委員が含まれる。

イ 本問では、Dに否認権を行使させるため、A社が利害関係人として裁判所に対し、4月19日にされたA社からH社への代物弁済行為について、Dに否認権を行使する権限を付与するよう申し立てる手続を採ることが考えられる。

(2) 後段（このような手続を必要とする理由）

再生債務者は、手続が開始したあとも原則として財産の管理処分権を失わないが（DIP型 38条1項）、例外的に管理型の手続として手続開始後に管理命令が発令される（64条）。この場合、財産の管理処分権等は管財人に専属するため（66条）、管財人は、自らが否認権の行使権利者となる（135条1項3項）。一方、管理命令が発令されていない本問の場合は、原則通り、再生債務者に財産の管理処分権があり監督委員には財産の管理処分権はない。したがって、監督委員が否認権を行使するためには権限付与を受けることが必要となる。

そして、監督委員は、権限付与を受けた上で、その権限の行使に関して必要な範囲内で財産の管理処分権を有する（法56条2項）。なぜなら、監督委員が否認権を行使しても、監督委員には財産の管理処分権がないと、再生債務者に対する財産の返還を求めるほかなく、再生債務者が受領しなければどうしようもないため、否認権の効果を実現する範囲で、監督委員にも例外的に財産の管理処分権を付与する必要がある。

以上のように、管財人選任の有無で否認権行使のスキームが異なることとなる。

2 (2) について

(1) DIP型手続としてモラル・ハザードのリスクが大きい再生手続では、役員の責任追及を容易にするべく、裁判所は申立てまたは職権で役員の責任に基づく損害賠償請求権を査定する裁判をするという制度設計となっている(143条)。また、権利を保全するため、申立てまたは職権により役員の財産に対する立担保なしの保全処分の制度が認められている(142条)。なお、これらの申立権者には、なれ合い防止のため、再生債務者だけではなく、再生債権者も含まれている(143条2項, 142条3項)。

(2) 本件において、B社長は、平成25年頃から平成30年4月頃まで、B社長の妻への顧問料の名目でF社から割引額相当額のバックマージンを受け取り、個人的な遊興費に費消していたとのことなので、F社からB社長の妻名義口座へ送金された金額(A社が割引を受けるべき金額)については、Bがその任務を怠ってA社に損害を与えたものとして、A社に対して損害賠償責任を負う(会社法423条1項)。そして、B社長は、監督委員の説得にも関わらず任意にこれを支払おうとしないのであるから、G社としては、保全の必要性があることを指摘して、B社長の妻名義の預金口座に対して、債権仮差押えの保全処分を申立て、さらにG社は、B社長の責任に基づく損害賠償請求権の査定を申し立てることが考えられる(法143条1項2項)。

なお、G社は、再生債務者の財産の管理等が失当であるとして、管理命令を申し立てることも考えられる(64条)。

以上

「平成19年第1問1(1)」で破産の場合の役員責任追及手段と保全処分が出題されている。

山本和彦「倒産処理法入門」166頁参照。問題では問われていないが、役員の責任追及は、再生債権者にとって計画案の賛否を決定するにあたって重要な要素であるため、再生債務者が提出する報告書(125条1項)で、役員に対する損害賠償責任追及の要否に関する事項が記載事項とされている(同項3号)。

この保全処分は、民事保全法によらない、いわゆる特殊保全処分的一种であり、立担保は不要である(森純子他「民事再生の実務」244頁)。

保全の必要性は、再生手続開始の前後で要件が異なる(142条1項, 2項参照)。本件では、開始後であるため、緊急性の要件までは不要となる。